

オウム真理教事件の犯罪被害者支援に尽力されている、地下鉄サリン事件被害対策弁護団事務局長・オウム真理教犯罪被害者支援機構副理事長 中村裕二弁護士と当庁職員が対談を行い、対オウム真理教活動に携わるようになった経緯やオウム真理教事件の「特殊性」等について伺いました。対談内容を3回に分けて掲載いたします。

第1回目となる今回は、中村弁護士が対オウム真理教活動に携わるようになった経緯について伺いました。

(対談実施日:令和7年11月26日)

目次

1. 私がオウム真理教問題に携わるようになった経緯

～地下鉄サリン事件被害対策弁護団は「坂本弁護士が作った弁護団」～

～難航する破産手続～

～オウム真理教犯罪被害者支援機構の立ち上げ～

1 私がオウム真理教問題に携わるようになった経緯

～地下鉄サリン事件被害対策弁護団は「坂本弁護士が作った弁護団」～

【当庁職員】

オウム真理教が凶悪な事件を起こして以降、公安調査庁としましては、破壊活動防止法（破防法）に基づく解散請求は棄却されたものの、団体規制法の制定を受け、同法に基づく観察処分の請求及び規制措置、また、直近では、

「Aleph」に対する再発防止処分の請求など、御遺族や被害者の皆様からすると十分ではないかもしれませんが、対策に取り組んでまいりました。

一方、中村先生も、こうした政府側の動きとはまた違った弁護士というお立場から活動を続けてこられています。これについて、活動に携わるようになった経緯も含めて、お話を伺えたらと思います。

【中村弁護士】

オウム真理教問題に携わった経緯ですけれども、私は、坂本堤弁護士と司法修習が同期で、年齢も同じ1956年生まれということもあり、本当に仲良くさせてもらっていました。1989年の5月に彼の地元の横浜で勉強会をして、事務所見学もさせてもらったのが結局彼と会った最後で、私がロンドンに留学中

だったその年の11月、彼が行方不明になったことを知り、帰国後の翌年1月、「坂本弁護士の家族を救う全国弁護士会」に入り、それから毎週会議に参加するようになりました。その後、94年に松本サリン事件が起こって、翌年は假谷清志さんの事件が2月に、3月には地下鉄サリン事件まで発生してしまい¹、地下鉄サリン事件被害対策弁護団を結成することになって、私はその事務局長に就任しました。これには、坂本弁護士事件をずっと一生懸命やってきた東京のチームと横浜のチームのうち、東京のチームが中心になり、坂本都子さんが勤めていた事務所の縁で宇都宮健児弁護士に声を掛け、トップに就いていただいたという経緯があります。ですので、地下鉄サリン事件被害対策弁護団は、「坂本弁護士が作った弁護団」と言っても過言ではないと思います。

～難航する破産手続～

【当庁職員】

当時は、麻原を始めとするオウム真理教の幹部構成員らの多くが逮捕されたものの、破防法に基づく解散請求がされる前で、団体規制法も成立しておらず、また、宗教法人格も存続しているなど団体としての「オウム真理教」自体はまだ事件前とほぼ変わらない形で存続しており、どうなるか全く見通しが立たない状況だったのではないかと思います。そうした中、弁護団として、まずどのようなことから着手したのでしょうか。

【中村弁護士】

当時は私も弁護団を組んだのが生まれて初めてで、事務局長などやったこともありませんでした。ただ、ちょうど95年の6月頃からオウム真理教が資産隠しを始めていたので、それを踏まえて、まず宇都宮団長が「破産の申立てをしなければならぬ」という目標を示しました。ですから、弁護団が結成されたのは95年の8月ですが、その前の6、7月の段階から、「オウム真理教の破産を急ごう」ということにはなっておりました。しかし、破産の申立てをするためには、債務超過ということを確認しなくてはなりません。それで「オウムの財産をどうやって調べたらいいのだろうか？」「オウムの債権者は何人いるのだろうか？」などと、手掛かりもなく途方に暮れていたのですが、「まず訴訟を起こし、債権保全もやってみれば、その中で何か手掛かりを得られるかもしれない」ということで、その準備を始めたのが、弁護団としての最初の仕事でし

¹ 各事件の概要については公安調査庁 HP「オウム真理教問題デジタルアーカイブ」(<https://www.moj.go.jp/psia/aumarchive/incident/>)内で説明しています。

たね。

【当庁職員】

資産関係を含めた対象組織の構造を明らかにするためには、公簿から得る情報も不可欠です。当時のオウム真理教が宗教法人格を有し、また、多数の営利法人を傘下に抱え、全国各地に土地や建物を保有していたことなどを考えると、なおのことこれらが重要だったのではないかと思います。これらは、所定の手続を経れば閲覧や謄写が可能であり、その点では、「公開情報」の一類型と言えるかもしれません。ただ、当時のオウム真理教の規模や活動状況に鑑みると、膨大な件数の資料を全て入手するだけでも大変な作業だったでしょうし、しかも、それらを読み込んで整理しなければならなかった訳ですから、そこには大変な困難があったのだらうと思います。

【中村弁護士】

まず、「オウム真理教」全体が、保有する不動産がよく分かりませんでした。彼らの場合、「オウム真理教」という宗教法人が持っているもの以外にも、幹部信徒個人の名義などで持っているものもありましたから、名寄せが取れません。それらを全部調べる必要がありましたので、多くの苦労がありました。各各方面からの協力も得つつ、どうにか法務局から不動産の登記簿謄本を全て入手しました。ただ、登記だけでは評価額が分かりませんので、今度は各自治体から、把握した不動産の固定資産評価を入手しなければなりません。これに加えて、公簿から得た訳ではありませんが、預金関係もどうにか調べましたところ、地下鉄サリン事件や松本サリン事件、坂本弁護士事件、假谷さん事件の4グループを1つの束にして被害額を算定すれば債務超過になるのではないか、というところまで辿り着きました。それで申立書を作って、疎明資料を付けて、裁判所に持ち込んだのが、1995年の12月でした。

【当庁職員】

オウム真理教によって引き起こされた一連の事件自体もさることながら、賠償請求に向けた準備や手続もまた、異例尽くしだったのですね。

【中村弁護士】

1995年12月の暮れも迫った時期にです。もう仕事納めをしていた阿部三郎法律事務所に出かけました。これは、阿部先生がお書きになられた本「破産者 オウム真理教 管財人12年の闘い」でも書かれています。阿部先生を裁判所に破産管財人候補として推薦したい旨お願い申し上げました。先生はそ

の場で即答されず、「ちょっと考えさせてくれ」とおっしゃったのです。これもまたオウム事件の「特殊性」なのですけれども、おそらくですが、先生御自身だけの問題ではなく、事務所や家族など相談しなければならない人がいたのだらうなと思います。実際、「破産者 オウム真理教 管財人 12年の闘い」を読むと、先生は宮城県の女川出身なのですが、そこまで一度帰られて、観音様を拜んできたのだそうです。きっと「この仕事が無事に終わるまで生かしてくれ」とお願いされたのだと思うのですが、そこから東京に戻ってこられて、年明けに御快諾いただきました。

ただ、その時に、例えば、「弁護士会の中に破産管財人事務所を置く」など、もっと弁護士会がバックアップするよう手当てしておけばよかったとも思っております。と言うのも、当時は当たり前と言えば当たり前のことですが、「サリンを撒かれたらたまったものではない」という空気の中で、なかなか管財人事務所となる物件を貸してくれる大家さんが見付からなかったのです。あちこちに当たっていただいて、ようやく理解ある大家さんから借りることができたのは、1996年の3月になってからのことだったそうです。そのため、通常であれば申立てから1か月以内には宣告が出るのですが、4か月も掛かってしまい、その点は残念だったなと思います。

それで破産の申立てができたのはよかったのですが、当時、予納金（破産の申立てに際して裁判所に納める、手続に係る費用）を積む必要があり、坂本弁護士、假谷さん、松本サリン及び地下鉄サリンの4事件の御遺族から各100万円ずつ、合計400万を集めました。さらに、これとは別に政府が申立てをして、約1億円を予納金として積んでくれたのですが、もしこの政府が積んだ予納金がなければ、手続に係る費用を賄うことができず、オウム真理教の破産手続もスムーズにはいかなかったらうなと思っております。これもオウム真理教事件の「特殊性」の一つであり、また、今後の教訓として残すべきところと考えております。

～オウム真理教犯罪被害者支援機構の立ち上げ～

【当庁職員】

破産手続終了後も、配当に向けて御尽力されたと承知しております。その経緯につきましても、教えていただけますでしょうか。

【中村弁護士】

2006年に破産手続が終了するのですが、以降も配当しなければならない部分が残されることとなりました。大まかに分けますと、破産手続で約4割が配当

でき、破産手続終了後の2008年にできたオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づく給付金等で約3割が配当できたので、残りの約3割、金額にすると約10億2500万円が残っている状態です。このように未配当がある中、阿部先生から「配当が完了するまで君たちで頑張ってくれ」と託されたこともあり、2006年6月、宇都宮先生が理事長、私が副理事長となり、「オウム真理教犯罪被害者支援機構」を立ち上げました。阿部先生は、「僕も支援機構に合流するからね」と言ってくれていたのですが、残念ながら2010年に亡くなってしまいましたので、現在まで、宇都宮先生たちと一緒に活動を続けております。阿部先生からは、「是非100%配当してほしい」と、そして、「債権届出ができなかった人たちにも、なんとか救済の手を伸ばしてほしい」との思いも受け継いでおります。実は、被害者が6000人以上いる中で、1200人、割合だと2割程度しか債権届出をしてくれなかったのです。そこもオウム真理教事件の「特殊性」だと思うのですけれども、皆さん「怖い」ということで、できなかったのだと思います。

阿部先生は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の成立に向けて各政党との間でパイプを繋いでくださるなど、本当に被害者のために力を注いだ方でした。阿部先生が御存命中は、オウム真理教側もお金を払っていたのですが、亡くなった途端に払わなくなるようになりましただから、そういう意味では、もし今の「Aleph」を外側からコントロールできるとしたら、もう阿部先生しかいないのではないかと思うくらいです。ですが、残念ながらお亡くなりになってしまいました。

そんな阿部先生の遺志を受け継ぎ、支援機構は、これまでに5回目の配当を実施しました。また、未配当の10億2500万円の債務名義により、差押えも実行しました。差押えは、「Aleph」の施設内の現金に加え、御庁に23条照会（弁護士法第23条の2に基づく照会）をさせていただいて把握した情報に基づき、銀行預金の差押えもして、これまでに約5000万円を回収できています。しかし、財産開示申立てを行ったのですが、「Aleph」側は代表者を頻りに変えて、開示に応じないという対応を取るなどしております。

【当庁職員】

先生が何度かおっしゃったオウム真理教事件の「特殊性」という点、例えば、相手方の見えづらさとか、行為のあまりのひどさで恐怖が先に立ってしまうとか、そういったところをお伺いする中で、当時問題に直面されていた方々の御苦勞を改めて思い知りました。ですので、これは我々政府側の教訓ということになるのかもしれませんが、真つ当な社会生活を営む中で被害を受けた方々に、どのように寄り添えるか考えていかなければならないのだなど、改め

て思いました。

【中村弁護士】

当時は法務省、特に検察が中心になって、非常に一生懸命やっていただきました。こちらが「どうやって資料を集めようか」と途方に暮れている中でも、とある幹部の方が中心となり、検察全体も被害者御遺族に寄り添う雰囲気醸し出して協力していただき、本当に心強かったです。破産の申立ては本当に苦労しましたが、法務省の協力がなければ、多分、成し遂げることができなかったでしょう。